

基本財産処分承認申請について

【申請にあたって】

1. 申請書及び各添付書類ともに各2部のご提出をお願いします。
2. 処分前に申請いただくことが原則ですが、やむを得ない事情により事後になる場合は、当室と相談、協議を経た上で、遅延理由書のご提出をお願いします。

【添付書類について】

書類名		備考
必ず添付するもの		
1	新定款	
2	理事会及び評議員会の議事録	写し
3	基本財産処分理由書	任意様式 ※申請書に具体的記載がある場合は不要
4	財産目録	直近の決算時のもの
不動産の処分時に必要なもの		
5	処分対象物件の登記事項証明書(登記簿謄本)	
6	処分対象物件の評価鑑定書(売却等する場合)	
7	売却金の使途等の説明書	任意様式
8	代替物件の建設計画書及び関係書類	
9	代替物件の資金計画書及び関係書類	
10	代替物件建設中の事業継続関係書類	
現金の処分時に必要なもの		
11	処分対象現金の預貯金残高証明書	原本又は写し ※申請時直近のもので、複数ある場合は証明日は同日付けのもの
12	処分金の使途等の説明書	任意様式